

保安検査基準等(KHKS0850-7)改正案に寄せられた意見等に対する対応

(注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています。)

整理番号	受付番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容
1	C-1	KHKS0850 シリーズ（以下略） 4.3 解説 *1 解説 *1項によって、フレキシブルチューブが配管付属品に含まれると解釈でき、配管系として管理が可能であり、代表部位が他に選定されれば、フレキシブルチューブの耐圧試験又は交換を実施しなくて良いと解釈して良いか。	フレキシブルチューブ類（高圧ガス設備に設置される金属製可撓管類及び JIS B8261 液化石油ガス用ゴムホースアッセンブリー等を含む総称として以下「フレキシブルチューブ類」という。）は、その性能上、可撓性が要求されており、設計思想が異なります。したがって、配管付属品に含まれると解釈することはできません。また、配管系としての管理もできません。 なお、フレキシブルチューブ類については、現在適切な検査方法を検討中です。
2	C-3	4.3 解説 *3 「配管系とは・・・配管付属品（弁、ノズル、又はストレーナー、 <u>フィルター</u> 等であって特定設備に該当しないもの）、並びに・・・」とあるが、 「 <u>フィルター等及びフレキシブルホース</u> であって・・・」とフレキシブルホースを追加すべきである。 理由は「金属フレキシブルホースについて、配管系として管理できるものは配管系に含めるべきであるため。	フレキシブルチューブ類（高圧ガス設備に設置される金属製可撓管類及び JIS B8261 液化石油ガス用ゴムホースアッセンブリー等を含む総称として以下「フレキシブルチューブ類」という。）はその性能上、可撓性が要求されており、設計思想が異なります。したがって、フレキシブルチューブ類は配管付属品には含まれないと考えます。したがって、配管系としての管理はできませんので原案どおりとします。 なお、フレキシブルチューブ類については、現在適切な検査方法を検討中です。
3	C-14	4.3 解説 *1 フレキシブルチューブの検査方法については、今回の改正で見直しはされないのか。 (1年1回の耐圧試験の実施、又は3年ごとの更新以外には選択肢はないのか。)	フレキシブルチューブ類（高圧ガス設備に設置される金属製可撓管類及び JIS B8261 液化石油ガス用ゴムホースアッセンブリー等を含む総称として以下「フレキシブルチューブ類」という。）については、現在適切な検査方法を検討中です。

4	C-13	<p>4. 3 解説 * 1 フレキシブルチューブ以外の動機器・弁類についても、耐圧性能検査方法として耐圧試験が追加されたが、</p> <p>①余裕のある小口径配管も対象と考えてよいのか。</p> <p>②動機器・弁類等についても、フレキシブルチューブのように1年1回の耐圧試験の実施、又は3年毎の更新が要求されるのか。</p>	<p>① 供用中の耐圧試験は危険を伴うものであるため、非破壊検査にて安全性を確認した上で実施することが必要で、配管の保安検査は非破壊検査を主体に実施すべきと考えます</p> <p>② 動機器・弁類は分解点検・整備のための開放時に各種検査を実施することを原則としています。また、配管系に属する弁類は配管系として管理できます。従って必ずしも1年1回の耐圧試験、又は3年毎の更新は要求されません。</p>
5	C-6	<p>4. 3 解説 * 1 「省令の技術基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・耐圧性能を行うことによって過大な応力が付加されるおそれのない設備については・・・・・・・・」とあるが下線部を「おそれのない設備、または、配管」と配管を含めるべきである。</p> <p>理由は「配管」は完成検査時に耐圧性能確認のために耐圧試験を実施しているケースが多く、耐圧試験も選択肢のひとつとして明記すべきであるため。</p>	<p>供用中の耐圧試験は危険を伴うものであるため非破壊検査にて安全性を確認した上で実施することが必要で、配管の保安検査は非破壊検査を主体に実施すべきと考えますので原案どおりとします。</p>
6	C-16	<p>4. 3 認定試験者が安全弁等について保安検査として検査を実施し、成績書を発行しているが、前回の非破壊検査から3年を経過しているにも関わらず、KHKSによる必要な非破壊検査を実施していない事例が見られた。</p> <p>認定試験者に対して、KHKS保安検査基準の周知徹底が必要ではないか。</p>	<p>劣化損傷が発生するおそれがない設備であることが説明できれば非破壊検査は不要と考えますが、認定試験者への周知徹底につとめます。</p>
7	C-18	<p>その他 全般</p> <p>①今回の改正では質疑応答集に記載されている事項が取り込まれているが、その他の事項についても可能な限り取り込むべきではない</p>	<p>改正提案はいつでも受け付けております。運用上問題があれば随時ご提案下さい。</p> <p>ご提案いただいた件については改正提案としての適否も含め、今後検討してまいります。</p>

	<p>か。</p> <p>②認定保安検査実施者に認められているKHKSと異なる検査方法」のうち、認定保安検査実施者以外でも採用できるつぎのものは、本文又は解説に取り込んでもいいのではないか。</p> <p>ア：フレキシブルチューブで内部目視可能なものは耐圧性能及び強度の検査は不要</p> <p>イ：機器付き弁は、接続する機器の非破壊検査の結果、異常があった場合に限り非破壊検査を実施</p> <p>ウ：二重管式熱交換器のような内部及び外部からの検査が困難なものは、当該機器に接続する同一腐食環境の他の機器について検査することにより、当該機器の検査に代替する。</p> <p>エ：導管は、3年ごとに内部目視検査及非破壊検査を行うことにより、1年1回の外部からの導管内部について行う非破壊検査に代替する。</p> <p>オ：遊休設備で窒素保圧している機器は、月1回程度の保圧状況確認及び1年1回の外部目視検査を行うことにより保安検査とする。ただし、使用再開時には所定の保安検査を行い安全性を確認する。</p>	
--	---	--